条第一号(二)(2)算式の符号Cの数に一・〇二四を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。

(七)　第十一条第一項第一号(二)(3)算式の符号Dの数は、(二)の規定によつて算定した数と同一の数とする。

(八)　第十一条第一項第一号(二)(4)算式の符号Eの数は、(三)の規定によつて算定した数と同一の数とする。

四　特定被災地方公共団体のうち、陸前高田市、釜石市、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、気仙沼市、名取市、岩沼市、亘理郡亘理町、同郡山元町、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村の「農業行政費」に係る普通態容補正Ⅱ係数の算定に用いる農業就業者数比率については、第十一条第一項第二号(一)中「平成二十七年」とあるのは「平成二十二年」と、「四捨五入する。）」とあるのは「四捨五入する。）に〇・九七八一を乗じて得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とし、大船渡市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡田野畑村、仙台市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡山元町、宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市及び双葉郡広野町の「農業行政費」に係る普通態容補正Ⅱ係数の算定に用いる耕地比率については、同号(二)中「平成二十七年度分」とあるのは「平成二十二年度分」と、「四捨五入する。）」とあるのは「四捨五入する。）に〇・九八六六を乗じて得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

五　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡普代村、九戸郡野田村、石巻市、気仙沼市、東松島市、亘理郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡楢葉町、同郡川内村、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯館村の「林野水産行政費」に係る普通態容補正Ⅱ係数の算定に用いる林業等就業者比率については、第十一条第一項第三号(一)中「平成二十七年」とあるのは「平成二十二年」と、「四捨五入する。）」とあるのは「四捨五入する。）に〇・九一一〇を乗じて得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

六　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡双葉町の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの及び「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号F中「5年前の」とあるのは「平成22年」とする。

七　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理

［新設］

四　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡浪江町の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は一とする。

五　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡双葉町の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの及び「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号E中「4年前の」とあるのは「平成22年」とし、双葉郡双葉町及び同郡葛尾村の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの及び「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号F中「5年前の」とあるのは「平成22年」とする。

六　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理